

朝霞市立朝霞第二中学校

危機管理マニュアル

(家庭配布用)

このマニュアルは3年間保存願います。
(追加訂正がある場合は補助資料で対応します。)

1 年 組 番

2 年 組 番

3 年 組 番

氏名

令和7年度 危機管理マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校

I 本マニュアルの目的

『生徒の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止し、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処する』

II 取組の趣旨《ねらい》

校内の安全管理体制の確立を目指し、全職員が共通理解を図り、緊急事態等に速やかに対応できるよう、日常的な安全管理体制の確立に努める。

III 危機管理のさしすせそ

- さ・・・最悪の事態を想定して取り組む
- し・・・慎重に取り組む
- す・・・素早く取り組む
- せ・・・誠意を持って取り組む
- そ・・・組織的に取り組む

IV 概要《内容・方法・活動の状況等》

1 安全部会の設置

施設設備の定期的な点検に努めるとともに、機能的かつ効果的な危機管理が行える体制の確立に努める。

(1) 委員会構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部員・各学年代表(3名)

(2) 機能・役割

- ア 緊急対応マニュアルを作成し、役割分担の具体的行動等について、教職員の共通理解に努める。
- イ 校地内施設設備の定期的な安全点検をし、その改善に努める。
- ウ 来訪者の受付業務を徹底し、来訪者の目的等を確認する体制の確立に努める。
- エ 校内外の巡視体制の確立に努める。
- オ 安全教育の推進とその検証に努める。
- カ 関係諸機関との連携の充実に努める。
- キ 個人情報保護等に努める。

2 校内における安全管理体制

(1) 来訪者への対応

- ア 来訪者には、職員・来賓玄関で受付簿に必要事項を記入していただき、来校者証等を、目に付く部分に付けていただく。
- イ 来訪者の用件、来訪理由により、所定の場所又は職員の居場所に案内する。
- ウ 本校が各種会議・会合等の会場になる場合、適宜玄関等にて受付を行い、来訪者・保護者証等の識別証を渡す。
- エ 防犯上、常時正門及び玄関付近の監視に努める。

(2) 校内外の巡視体制の確立

- ア 教職員による巡視体制
 - ・ 登下校時の通学路の安全確保に努める。(必要により巡回・巡視の実施)

- ・ 校内巡視は複数の教職員で行い、異変発見の際は、巡視者自身の危険回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。
- イ 保護者・地域の協力を得た巡視体制
 - ・ 保護者(教師と保護者の会)・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動等を通して、生徒の安全確保への協力をいただく。
- (3) 安全教育の充実・点検
 - ア 全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全な生活の確保について、心構えを喚起、啓発する。
 - イ 関係諸機関との日常的な連携を図り、事件・事故を想定した避難訓練、防犯・被害防止プログラムや救急救命法等の講習会を実施する。
- (4) 個人情報の保護等
 - 収集された個人情報はファイリングシステムを活用し、整理・保管し、外部への情報提供の際には、細心の注意を払う。
- (5) 教職員事故の防止
 - 教育公務員としての自覚はもとより、通知・通達の指示・伝達を徹底し、マスコミ等で報道される事件・事故について、逐次情報の共有を図り、各自の自覚を促す。
 - また、教職員倫理確立委員会(別紙要項)を設置し、教育公務員としての責任と使命感を強く自覚する。

V 緊急時の対応と被害拡大防止への取り組み

1 不審者対応について

- (1) 教職員の退去の指示に従わない場合、まず、凶器等の所持の有無を確認する。生徒・教職員に危害を加える可能性がある場合、又は危害を加えている場合…
 - ア 大声を出す・防犯ブザーを鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
 - イ 職員室への速報(トランシーバーの活用・教職員等による速やかな連絡)
 - ウ 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
 - エ 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。
- (2) 侵入者への対応…被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動を避け、事態の沈静化に努める。
 - ア 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導を試みる。《必要により：「刺又」(事務室及び職員室に各1本ずつ常備)を活用》
 - イ 状況の推移を逐一、管理職に報告する。
 - ウ 侵入者の隔離に努めるとともに、必要があれば、校内放送やハンドマイクを駆使して緊急避難放送を行う。
 - エ 安全な場所(例：体育館等、内側から鍵のかかる場所)に生徒を誘導・非難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
 - オ 管理職から所轄警察署に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会への一報を入れる。
- (3) 負傷者への処置
 - ア 軽傷者への応急処置は保健室にて行う。
 - イ 必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関に緊急連絡を入れる。
 - ウ 負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。
 - エ 重大な事態が生じた場合は、消防署に速報し、救急車の出動を要請する。
- (4) 事件・事故後の対応
 - ア 事件発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。また、事件・事故の経過について、時系列で記録し、保管するとともに、報道機関への情報提供の窓口を一本化する。

イ 継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、保護者と教師の会・地域等と連携を取り、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。(生徒及び教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく)また、保護者が不在の場合は、連絡が取れるまで、学校に待機させる。

ウ 保護者説明会・地域集会等(仮称)を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取組の一層の充実に向け、協力・支援を要請する。

エ 被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー・さわか相談員等との連携により、メンタル・ケアに努める。

※補足 原則として「生徒の安全確保に関する緊急対応マニュアル」(別紙)による行動をとる。

2 地震等の災害時の対応について

(1) 震度3程度の場合

ア 放送により、机の下等に隠れ、安全の確保について指示を行う。

地震発生後直ちに校内点検を実施する

イ 異常があった場合

- ① 教育総務課に電話で報告をし、支障報告書をFAX で送信する。(校長または教頭)
- ② 安全確保に努め、応急処置をする。

ウ 異常があった場合

- ① 直ちに、教育総務課に支障報告をFAXで送信する。授業時間が過ぎている場合でも、翌日の午前8 時15 分までに報告をできるようにする。(校長または教頭)
- ② 安全確保に努め、応急処置をする。

(2) 震度4程度の場合

★緊急時参集 〈学校地震対策本部設置〉

ア 生徒を避難誘導し、安全の確認を行う。

イ 校内を校長又は教頭を中心として、直ちに点検し、異常の有無に関わらず、

- ① 教育総務課に直ちに電話で報告(校長、教頭が不在の場合は点検者)し、その後、支障報告をFAX 送信する。
- ② 安全の確保に努め、応急処置をする。

ウ 安全を確認後、生徒を教室に戻す。

(3) 震度5 弱以上

★緊急時参集 〈学校地震対策本部設置〉

第1 次参集

(校長指示後)

第2 次参集

ア 生徒を避難誘導し、安全の確認を行う。

イ 校内を校長又は教頭又を中心として、直ちに点検し、異常の有無に関わらず、

- ① 教育総務課に直ちに電話で報告(校長、教頭が不在の場合は点検者)し、その後、支障報告をFAX 送信する。
- ② 安全の確保に努め、応急処置をする。

ウ 生徒の安全を確認し、通学路の巡視を行い、引き渡しカードにより保護者への引き渡しを開始する。

エ 授業時間外の場合、市内に在住する教職員は、学校に参集する。(校長、教頭以外は校長の指示による)

オ 授業時間外の場合、市外に在住する教職員は、学校の実情に応じて学校に参集する。(校長の指示による)

カ 必要に応じて避難所開設の準備をする。(朝霞市と連携をする)

キ 緊急連絡網・配信メール(城山メール)・HP等により情報を発信する。

(4) 本校にとどまるのが危険な場合について

校舎の著しい倒壊等による内外壁等の飛来落下や、校舎周辺の液状化等が認められた場合は、**3 水害、液状化の対応について** に基づき対応し、二次避難場所へ移動する。

※ **火災等の災害時の対応は、「地震」を「火災」等に読み替え、臨機応変に対応する。**

※補足 原則として「地震・火災発生時の緊急対応マニュアル」(別紙)による行動をとる。

3 水害、液状化の対応について

(1) 情報の収集を行う。

- ・避難に関する情報等（朝霞市）
- ・気象、河川、水位に関する情報（国土交通省・埼玉県）
- ・交通情報（ＪＲ東日本・東武鉄道）

(2) 避難情報の伝達経路

朝霞市（避難準備情報・避難勧告・避難指示）

↓（防災無線等にて情報収集）

朝霞第二中学校

↓（朝霞市の指示に従い避難開始）

朝霞第二小学校へ

(3) 二次避難場所

朝霞第二小学校 朝霞市岡3-16-13 tel 048-461-0042

（朝霞市の指示に従う。朝霞第二小学校と相互的に連絡をとり連携を行う。）

(4) 避難誘導について

避難勧告・避難指示等が発令された場合、校長・教頭の指示のもと、担任を先頭に朝霞第二小学校へ避難をする。

(5) 家庭への連絡

ＨＰや配信メール（城山メール）で、避難状況等を保護者へ周知する。引き取りカードを活用し、保護者への生徒の引き渡しを確実にを行う。

(6) その他

- ・避難勧告等が発令された場合、副担任は校長・教頭の指示にしたがい、倉庫内の備品等、書庫内保管の重要文書の搬出は副担任が行う。
- ・はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位等、水位観測所の水位状況に応じた基準値に基づいて、朝霞市の指示に従い避難を行う。

4 生徒事故の対応について

(1) 生徒のケガ等、事故の発生の場合

ア 教育指導課へ報告する

イ ＡＥＤ・保険証等の確認

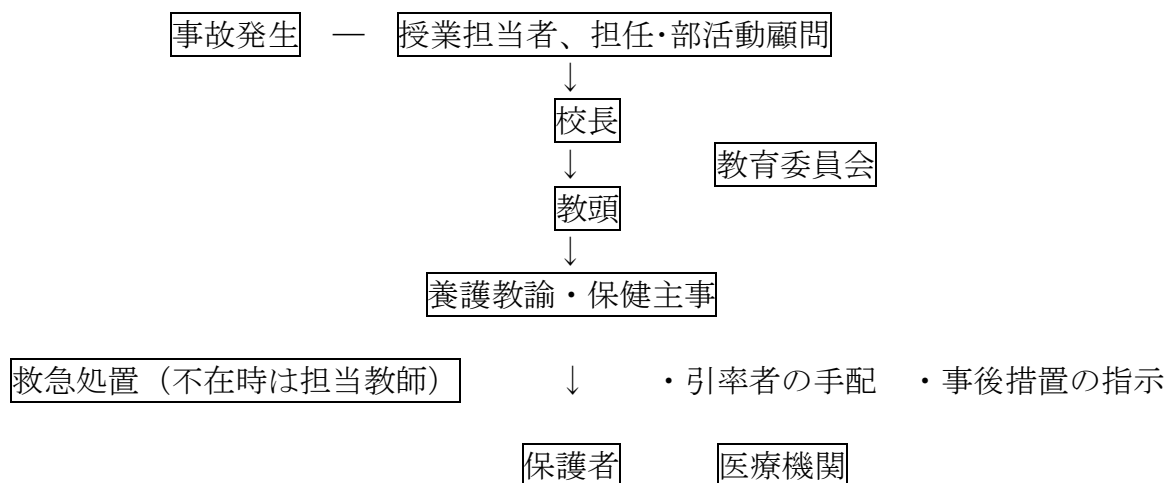
ウ 加害者がいる場合には、双方の保護者に事故について詳しく説明する。

(2) 家庭への連絡をするとき

ア すぐに医療機関にタクシー、必要なら救急車で搬送する。

イ その間、生徒の様態について保護者と連絡を取る。

- ウ 可能であれば、保護者にも病院へ来てもらう。（保険証・診察券・お金を持参）
- (3) 保健室における救急処置
- ア 出血している傷については、血液を直接触らないようにする。（双方の感染防止のため）
- イ AEDによる救命活動も想定に入れる
- (4) 移送の手配について
- ア 医療機関に連絡をとり、診察可能かどうかを確認・依頼する。
- イ 搬送方法については校長・教頭の指示によりおこなう。
- ウ 原則として救急車やタクシーを使う。
- エ 自家用車を使用するときは、管理職の許可を得る。
- オ 緊急時連絡方法を携行する。（ファイリングの引き出しの中に在中）
- カ 救急車を呼ぶ判断は校長が行う。校長が不在の場合は教頭が行う。管理職が不在の場合には、養護教諭または教務主任が判断し、管理職に速やかに連絡する。



(AEDによる救命活動も想定に入れる)

救急車を要請する際の留意点

朝霞市立朝霞第二中学校

まず、落ち着いて次のことをはっきりと伝える。

- (1) 局番なしの「119番」…「救急車をお願いします。朝霞第二中学校の〇〇です。体育館で授業中に突然、倒れ、後頭部を打ち、出血しています。意識がありません。至急、救急車の出動を要請します。住所は朝霞市岡199。電話番号は461-6540です。場所は、朝霞第二中学校の（例）体育館内です」
- (2) 事故（疾病）の原因…いつ、どこで、どうして怪我（どんな状態で発病）をしたのか。
- (3) 負傷者の状態…まず、意識、呼吸、脈拍、出血の有無。今、どんな状態であるか。見たままの状態を簡単に伝える。怪我人が複数いる場合は、その人数等も伝える。その他、対応者の質問に的確、簡潔に答える。
- (4) 遠くで救急車のサイレンが聞こえたら、すぐに外へ出て案内する。現場に到着した救急隊員に次のことを連絡する。
 - ① 救急車が到着するまでの様態の変化
 - ② 負傷者のために行った応急手当の内容
 - ③ 持病があれば、その病名や服用している薬品名、かかりつけの医療機関名等。
- (5) その他 注意事項
 - ① 状況に応じてはサイレンを鳴らさないよう依頼する。
 - ② 救急車到着までに、担任、またはそれに代わる者は、事故発生時刻、事故発生原因、処置状況などを殴り書きで良いから記録しておく。
 - ③ 救急車を呼ぶときに、別の者が同時に保護者に連絡する。必要に応じて保険証を持参してもらう。保護者に対してはくれぐれも誠意ある対応をとる。
 - ④ 救急車に同乗する時は、緊急連絡網や保健調査表等を必ず持参する。（携帯電話を持っている者は、それも持参し、逐次学校へ状況を報告する。）
 - ⑤ ②の記録者は記録を必ずとっておく。
 - ⑤ 事故の状況によっては、速やかに「緊急対策本部」を設置する。

地震・火災発生時の緊急対応マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校

地震・火災発生

・火災発見者

① 初期消火

② 校長・教頭へ連絡・報告(状況判断)

消防署(119番)通報

校長・教頭

教育委員会への一報
教育管理課(463-0793)

火災です。
朝霞第二中学校です。
〇〇付近から出火しました。
消防車の出動を要請します。
朝霞市岡199
048-461-6540

AEDの設置場所
1F 職員玄関
体育館玄関

緊急避難の指示

緊急放送による生徒の避難指示
全職員への行動指示

緊急放送、緊急放送
ただいま〇〇付近より火災が発生しました。
生徒のみなさん、窓を閉め、ハンカチで煙を吸わないようにして、先生の指示に従って避難してください。

朝霞第二中学校長です。
事故速報です。
〇時〇分、〇〇付近から出火しました。119番通報をし、現在、消火活動と生徒の避難を開始しています。
指示と応援をお願いします。

・緊急避難時の集合場所
グラウンド(鉄棒前)
男女別出席番号順に整列

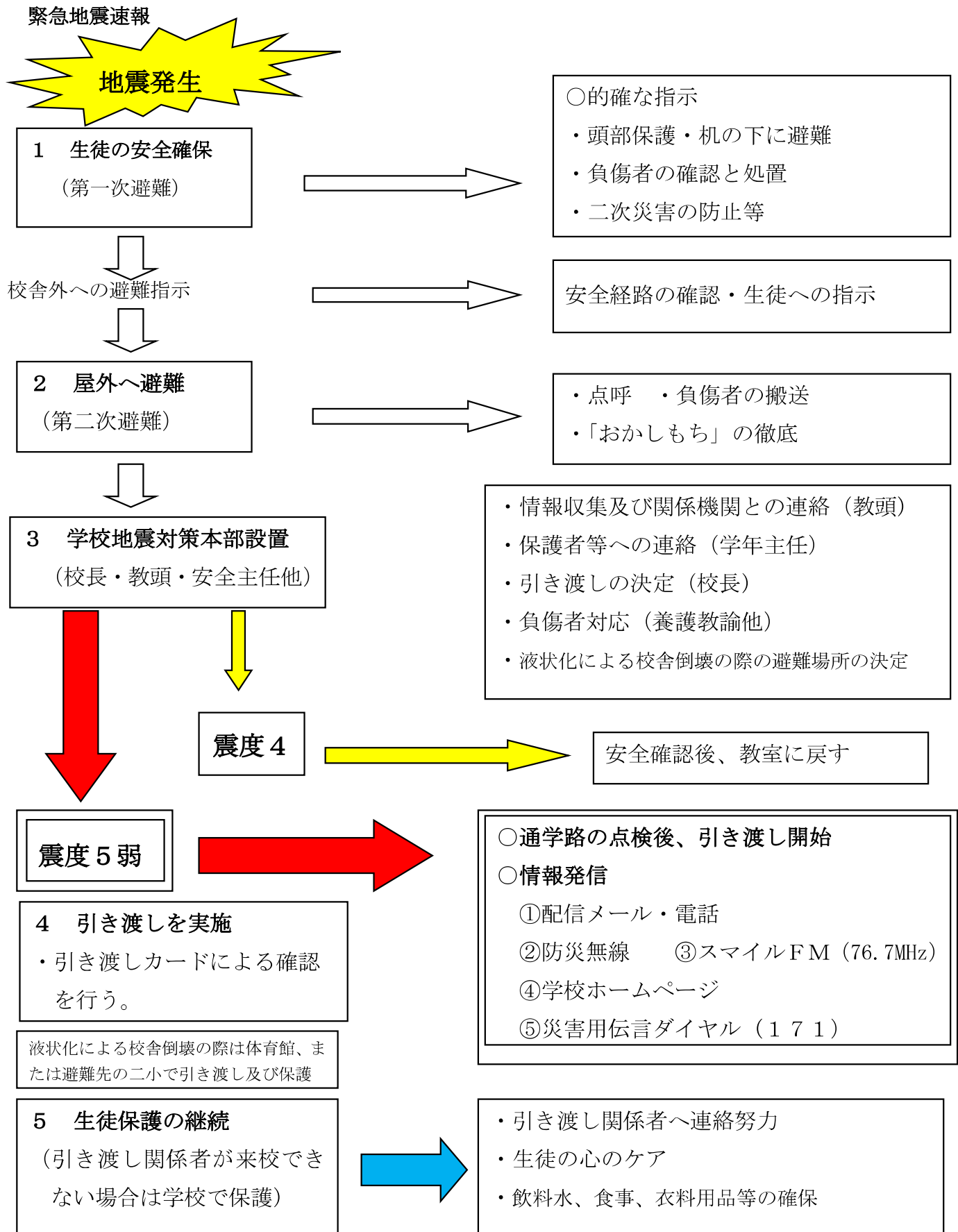
生徒の安全確保

・保護者への連絡
配信メール・電話
家庭訪問等

校長・教頭	教務主任	学年主任 学級担任 他 教職員	養護教諭 保健主事	事務職員
- 総合指揮 - 情報収集 - 職員への指示 - 関係機関との対応	- 情報収集 - 全校生徒の安全確認	- 初期消火 - 避難誘導 - 学年、学級生徒の安全確保 - 保護者への連絡	- 応急処置 - 救急隊との連携	- 電話対応 - 各種連絡等

生徒が学校にいるときに地震が発生した際の対応マニュアル

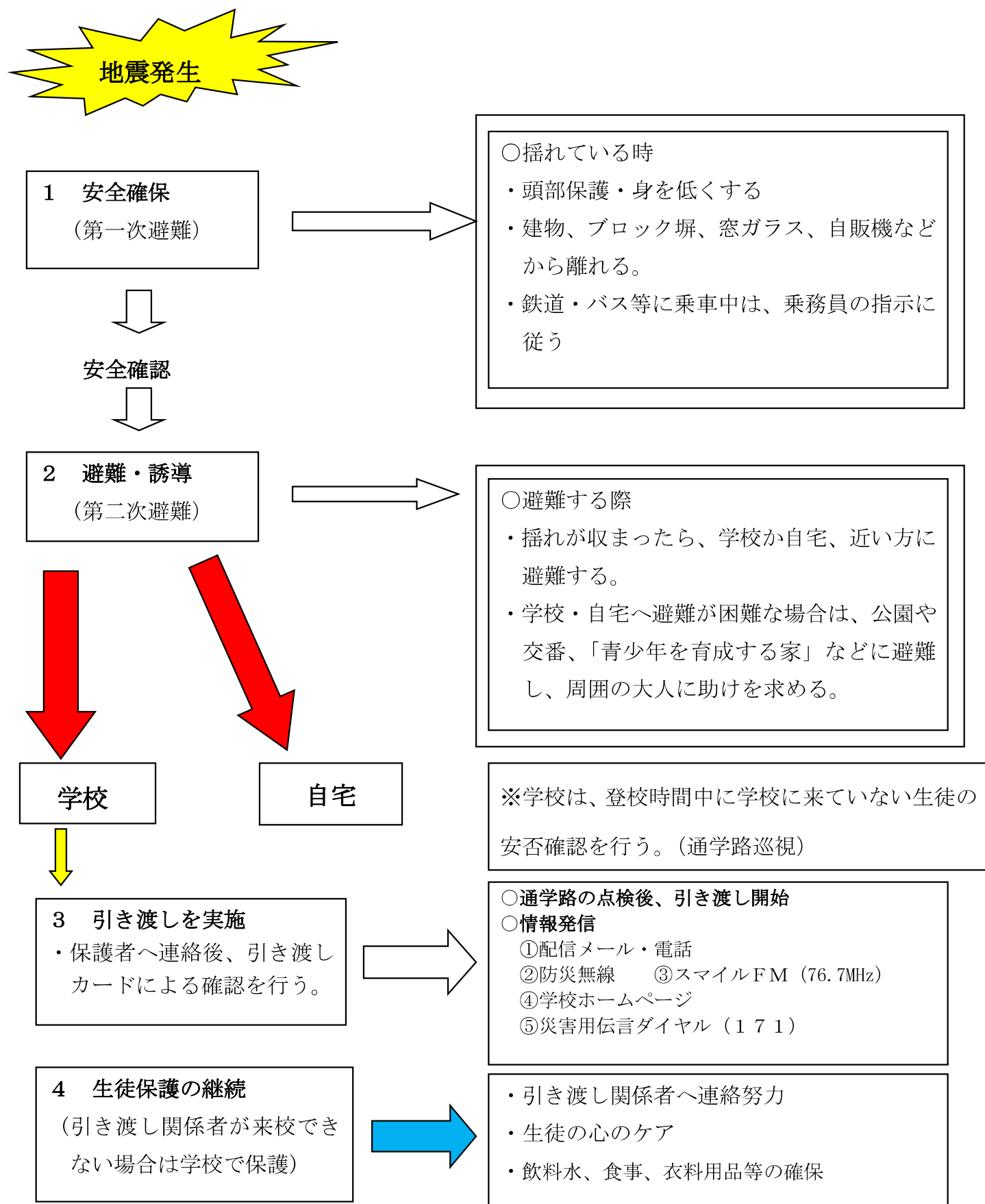
朝霞市立朝霞第二中学校



地震に伴い液状化現象が発生し、校舎及び体育館が倒壊した際には、提携の二小で引き渡し及び保護を行う。

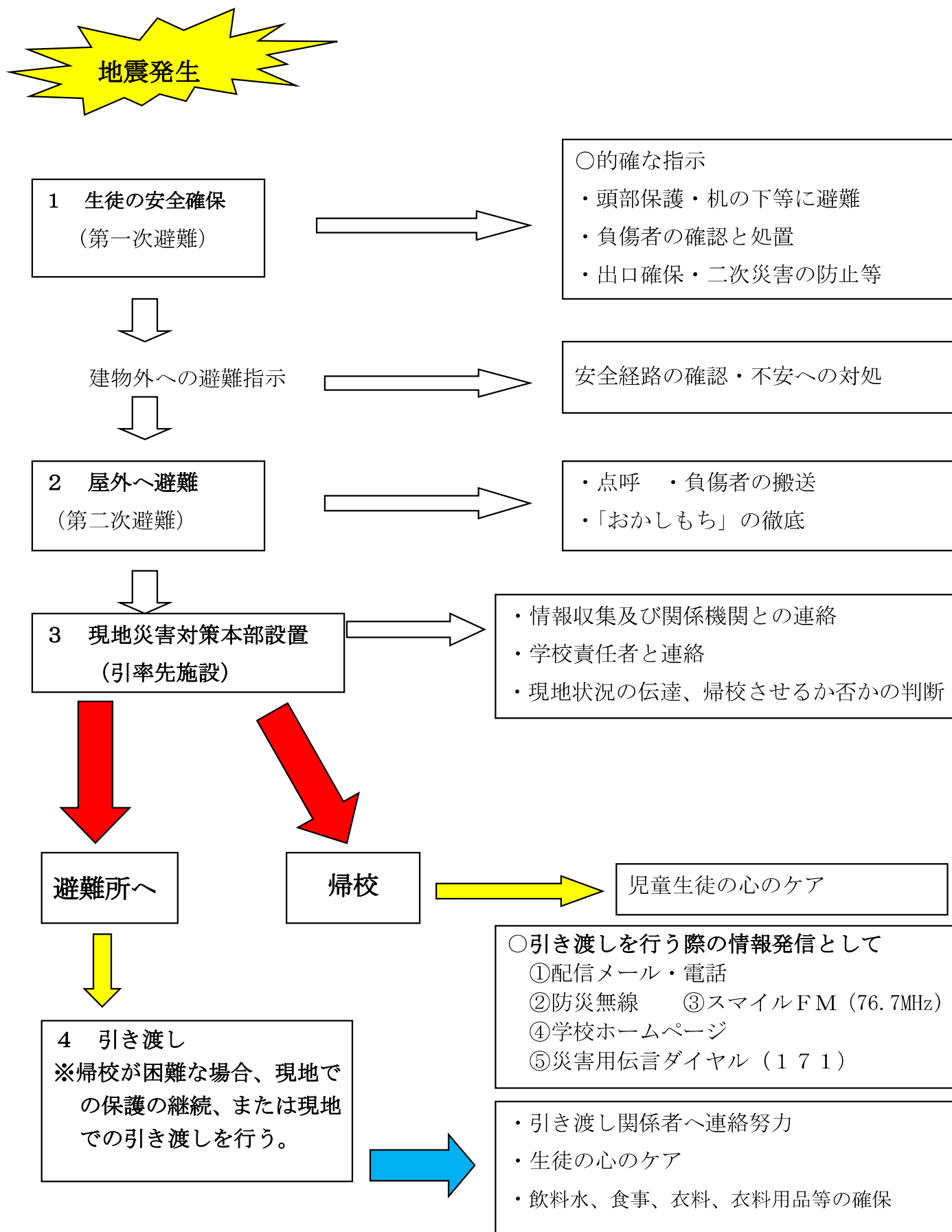
生徒が登下校しているときに地震が発生した際の対応マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校



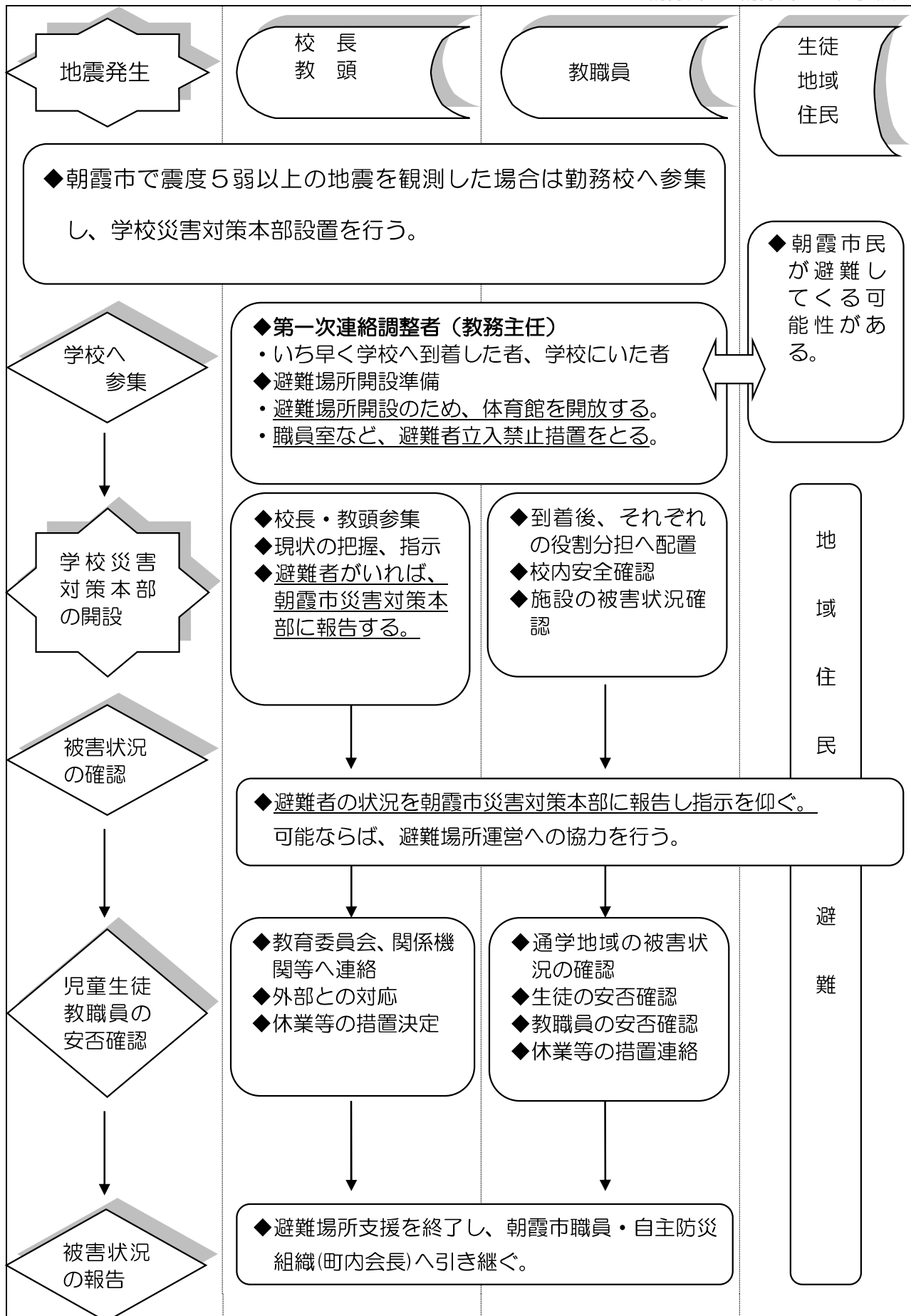
生徒が校外学習に参加しているときに地震が発生した際の対応マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校



夜間・休日等に地震が発生した際の対応マニュアル

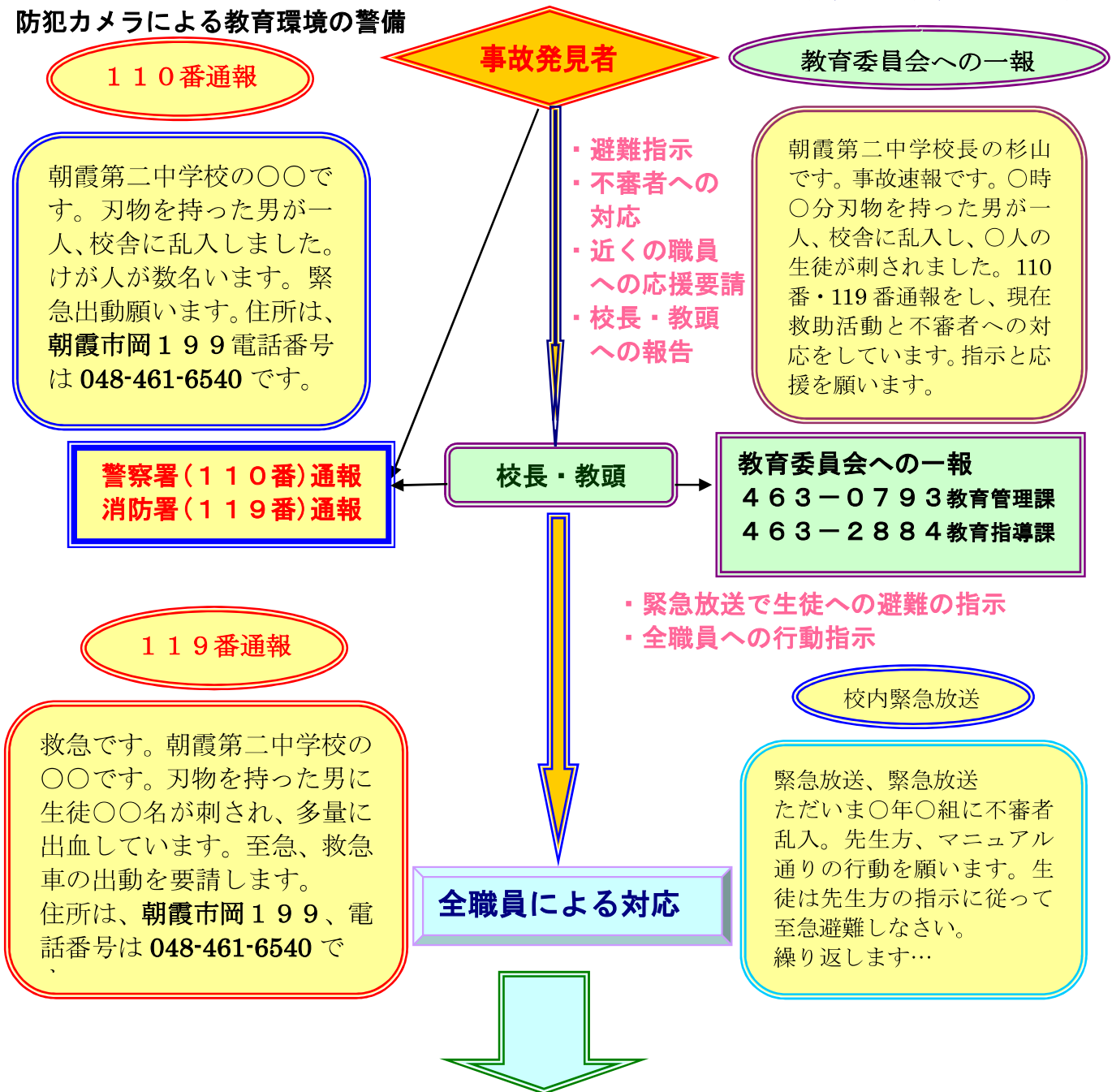
朝霞市立朝霞第二中学校



《不審者による事故発生時における対応マニュアル》

朝霞市立朝霞第二中学校

防犯カメラによる教育環境の警備



校長・教頭	教務主任	学年主任 担任等	生徒指導担当	養護教諭 保健主事	事務職員等
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害生徒の家庭訪問 ・警察、報道機関への対応等	・関係保護者への連絡 ・保護者と教師の会役員への連絡 ・全保護者への連絡等	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等	・現場直行 ・不審者への対応等	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携等	・電話対応 ・各種連絡等

生徒事故発生時の緊急対応マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校

事故(重大な症状)発生

・事故者の発見【通報は発見者】

① 症状の把握・救命措置(AED等)

② 校長・教頭へ連絡・報告(状況判断)

119番 通報

校長・教頭

教育委員会への一報
教育指導課(463-2884)
教育管理課(463-0759)

救急です。
朝霞第二中学校です。
生徒が〇〇しました。
救急車の出動を要請します。

朝霞市岡199

048-461-6540

(名を名乗る)

(誘導場所の説明)

〇年生 性別 どうなった
意識・呼吸の有無、手当の状況

事故者の現認

担当教員、養護教諭、学級担任
等への行動指示

事故者の救命

居合わせた生徒への指示

朝霞第二中学校長です。
事故速報です。
〇時〇分、重大な生徒事故
が発生しました。119番通
報をし、現在、生徒の状況
は〇〇です。
指示をお願いします。

AEDの設置場所
1F 職員玄関
体育館玄関

緊急の職集
情報の収集と伝達
外部への対応確認
保護者への連絡
→保護者会での説明

・保護者への連絡

配信メール・電話

家庭訪問等

校長・教頭	教務主任	学年主任 学級担任 他 教職員	養護教諭 保健主事	事務職員
- 総合指揮 - 情報収集 - 職員への指示 - 関係機関との対応	- 情報収集 - 全校生徒の精神的安定確認	保護者への連絡	- 応急処置 - 救急隊との連携	- 電話対応 - 各種連絡等

プール事故発生時の緊急対応マニュアル

朝霞市立朝霞第二中学校



プール事故発生

・溺者の発見【通報は発見者】



① プールからの引き上げ・救命措置

② 校長・教頭へ連絡・報告(状況判断)

校長・教頭

119番 通報

教育委員会への一報

教育管理課(463-0759)

教育指導課(463-2884)

救急です。

朝霞第二中学校です。

プールで溺れました。

救急車の出動を要請します。

朝霞市岡199

048-461-6540

(名を名乗る)

(誘導場所の説明)

○年生 性別 どうなった
手当の状況

事故者の現認

担当教員、養護教諭、学級担任
等への行動指示

事故者の救命

居合わせた生徒への指示

朝霞第二中学校長です。

事故速報です。

○時○分、プール事故が発生
しました。119番通報を
し、現在、生徒の状況は○
○です。

指示をお願いします。

AEDの設置場所

1F 職員玄関

体育館玄関

緊急の職集

情報の収集と伝達

外部への対応確認

保護者への連絡

→保護者会での説明

・保護者への連絡

配信メール・電話

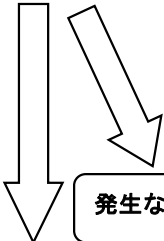
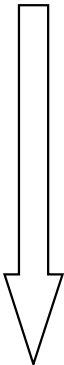
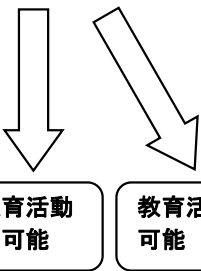
家庭訪問等

校長・教頭	教務主任	学年主任 学級担任 他 教職員	養護教諭 保健主事	事務職員
- 総合指揮 - 情報収集 - 職員への指示 - 関係機関との対応	- 情報収集 - 全校生徒の精神的安定確認	- プールの立入制限 - 保護者への連絡	- 応急処置 - 救急隊との連携	- 電話対応 - 各種連絡等

竜巻（ミサイル発射）対応マニュアル

（１）生徒在校時

（朝霞市立朝霞第二中学校）

対応		気象状況等	校長・教頭等	教職員	児童生徒
防止・準備		天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全管理 ●マニュアルの見直し、共通理解 ●校内研修（学校安全）の実施 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	☐ 安全指導	☐ 安全学習 ・竜巻について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
対応	第１行動	竜巻注意情報 	☐ 第１行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・避難状況の確認 ・放送、拡声器又は伝令	☐ 第１行動開始 「竜巻が発生しています。身を守る準備をください。」 ○外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ○窓、カーテンを閉める。	
	第２行動	竜巻発生（ミサイル発射） 	☐ 第２行動指示	☐ 第２行動開始 「竜巻（ミサイル）が接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」 ○机の下にもぐる。 （窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。 （防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） <教職員の共通行動> ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。	
	第３行動	竜巻通過（ミサイル警戒解除） 	☐ 第３行動指示 ☐ 状況確認 ・児童生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺確認	☐ 第３行動開始 「先生方は状況を報告してください。児童生徒はその場に待機しなさい。」 ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認する。 ●状況を管理職へ報告する。 ●児童生徒をその場に待機させる。待機させられ状況の場合は安全な場所へ誘導する。（負傷者への応急手当）	
回復		☐教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒を誘導 ・メール配信、HPによる情報提供（下校の遅れ、場合によっては引渡し）	☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価	☐教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺の安全が確認された後、通常下校 ・メール配信、HPによる情報提供	☐ メンタルサポート

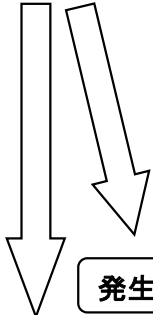
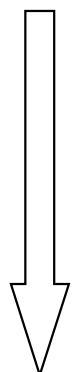
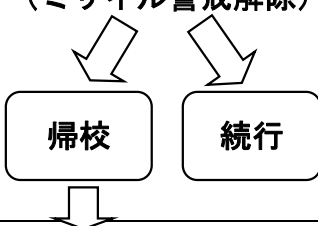
(2) 生徒登下校時

(朝霞市立朝霞第二中学校)

対応		校長・教頭等	教職員	気象状況等	児童生徒
防止・準備		☐ 安全管理	☐ 安全指導	天気予報・雷注意報 - 気象状況の情報収集に努める。 - キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全学習 「地域安全マップ」の作成
対応	第1行動	☐ 第1行動指示 - 情報収集（気象庁情報等） - 登下校状況の把握 - 放送、拡声器又は伝令	☐ 第1行動開始 - 登下校状況の確認 - 在校児童生徒の安全確保	竜巻注意情報	☐ 第1行動開始 - 登下校前に竜巻注意情報が発令された場合は自宅又は学校で待機する。 - 登下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。 - 近くの人に助けを求める。
	第2行動	☐ 第2行動指示	☐ 第2行動開始 在校児童生徒の安全確保	竜巻発生 (ミサイル発射)	☐ 第2行動開始 - 自らの身を守る場所で安全を確保する。 頭、首を守る。
	第3行動	☐ 第3行動指示 ☐ 状況確認 - 児童生徒安否、被害状況確認 - 被害状況により消防、救急、教育委員会へ連絡 - 学校周辺の安全確認確	☐ 第3行動開始 - 在校児童生徒確認安否、被害状況確認 - 在校していない児童生徒の安否確認 - 負傷者への応急手当を行う。	竜巻通過 (ミサイル警戒解除)	☐ 第3行動開始 - 登下校中の場合、学校か自宅へ安全に戻る方に行く。 - 状況によっては避難場所で待機する。 - 自宅に戻った際は学校へ連絡する。
回復		☐ 教育活動不可能な被害 - 学校災害対策本部設置（対応検討） - 安全な場所へ児童生徒を誘導 - メール配信、HPによる情報提供（休校、児童生徒の下校、場合によっては引渡しについて）		☐ 教育活動可能 - 通常授業 - メール配信、HPによる情報提供	
		☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価	☐ メンタルサポート		

(3) 校外行事

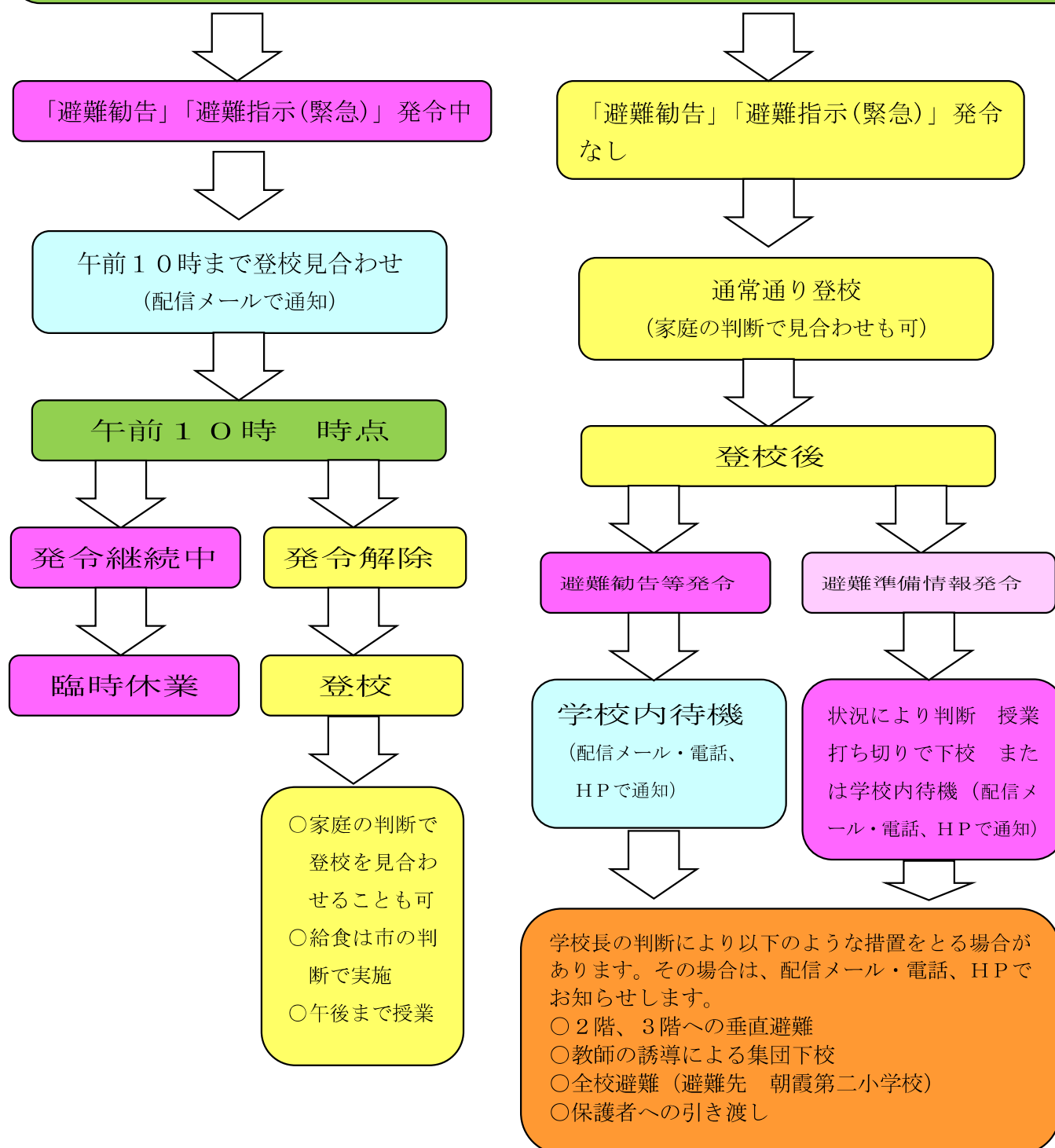
(朝霞市立朝霞第二中学校)

対応		在校教職員	気象状況等	引率教職員	児童生徒
防止・準備		☐ 安全管理 - 日程の把握 - 児童生徒の名簿の確認 - 気象状況等の確認	天気予報・雷注意報 - 気象状況の情報収集に努める。 - キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全指導	☐ 安全学習 ●現地の防災計画、避難所、避難場所、医療機関の確認 ●宿泊場所の構造、安全な場所、非常口、避難経路の確認 ●児童生徒緊急連絡先の管理 ●往復の交通機関における安全確認
対応	第1行動	☐ 情報収集 - 情報収集（気象庁情報等） - 現地との連絡（現地の近隣で竜巻が発生し、被害がでた場合も状況を確認）	竜巻注意情報 	☐ 第1行動指示	☐ 第1行動開始 「宿泊所等にいる場合」 ○外にいる者は室内へ避難する。 ○室内の安全な場所に避難する。 ○できるだけ下の階に避難する。 ○窓、カーテンを閉める。 「屋外にいる場合」 ●安全な場所へ直ちに避難させる。
	第2行動	☐ 情報収集 情報収集（気象庁情報等）	竜巻発生（ミサイル発射） 	☐ 第2行動指示	☐ 第2行動開始 「その場に応じた避難行動をとる」 ○机の下にもぐる。（窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。（防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） ＜教職員の共通行動＞ ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。
	第3行動	☐ 情報収集 - 現地の情報収集（安否、被害状況等） - 中止になった場合の家庭、教育委員会への連絡	竜巻通過（ミサイル警戒解除） 	☐ 第3行動指示	☐ 第3行動開始 ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認し状況を学校へ報告する。 ●被害状況により、消防、救急へ連絡する。 ●負傷者の応急手当を行う。
回復		☐ 教育活動続行不可能な被害 - 学校災害対策本部設置（対応検討） - 家庭への連絡、教育委員会へ状況説明 - メール配信、HPによる情報提供（帰校等） - 担当旅行会社との連絡		☐ 教育続行活動可能 - 校外行事再開 - メール配信、HPによる情報提供	
		☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価		☐ メンタルサポート	

朝霞市より水害の危険に伴う「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令された場合の対応マニュアル

午前7時 時点

(午前7時時点で「発令中」の時、原則として配信メールで通知)



洪水時等の避難確保計画

【施設名： 朝霞市立朝霞第二中学校】

令和 5 年 4 月 20 日 作成

— 目次 —

1	計画の目的	1
2	計画の報告	1
3	計画の適用範囲	1
4	避難判断及び避難行動	3
5	防災体制	4
6	市との緊急連絡	5
7	平時から避難までの流れ	6
8	日頃の備え	7
9	情報の入手・避難準備	8
10	避難誘導	11
別紙1	緊急時連絡先一覧	13
別紙2	自衛水防組織の設置について	14
別添	「自衛水防組織活動要領」	15
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	16
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	16

本施設の災害リスク

【本施設の階数】

3階建て

【本施設周辺で想定される浸水深さ】

2. 0～5. 0m（荒川が氾濫した場合）

2. 0～5. 0m（黒目川・新河岸川が氾濫した場合）

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時（河川氾濫・内水氾濫）における円滑かつ迅速な避難の確保を図り、施設利用者及び施設職員の生命を守ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長（担当：教育指導課）へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間（通所者） 約786名	昼間 約61名	休日 約0名	休日 約0名
夜間（入所者） 約0名	夜間 約0名		

《本施設の業務時間》

8時15分～16時45分

《本施設の休所日》

毎週土曜日及び日曜日・祝日・長期休業日

水防法（抜粋）

第15条の3

第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

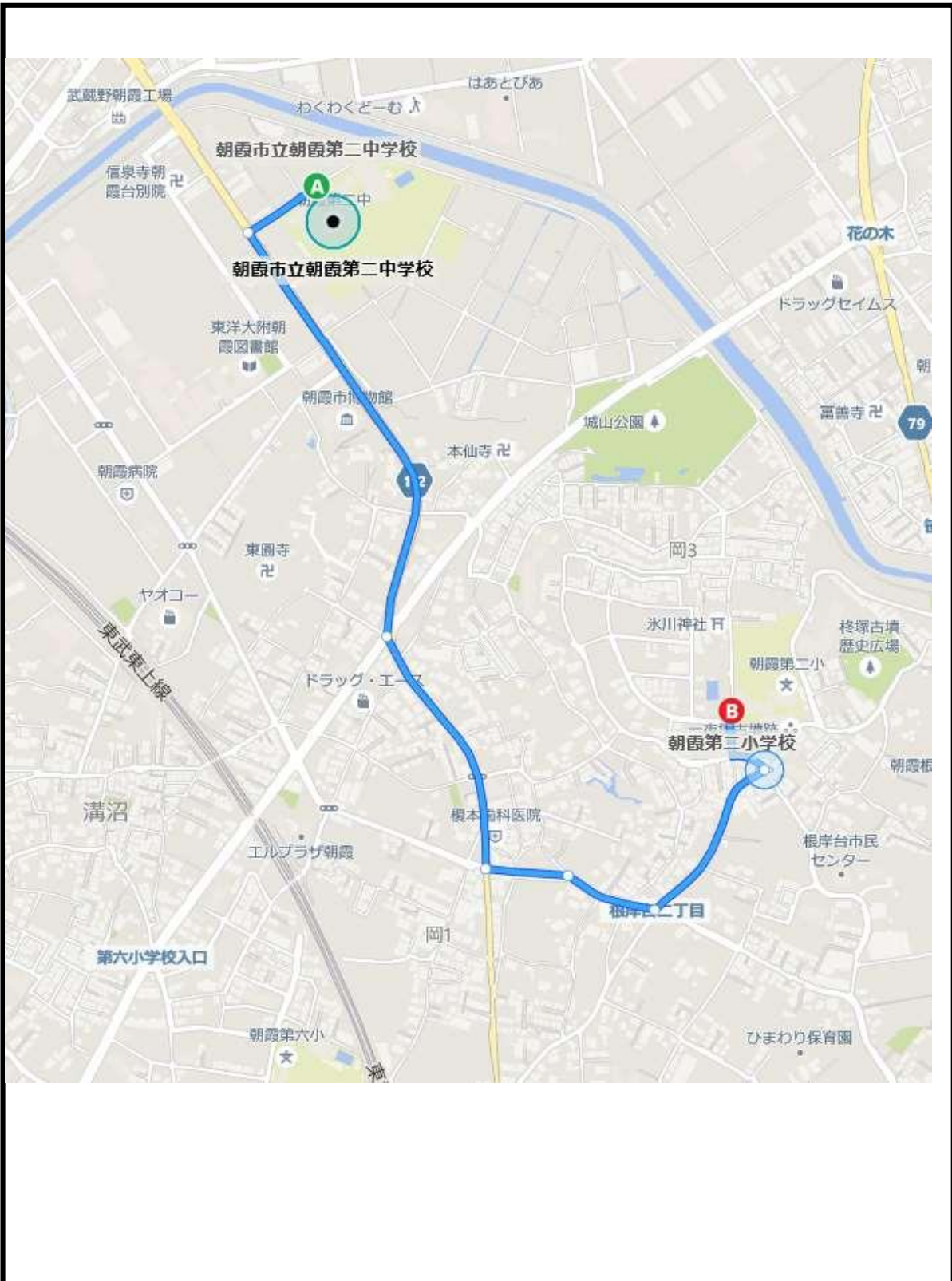
2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成した時は、遅滞なく、これを市長村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めることにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

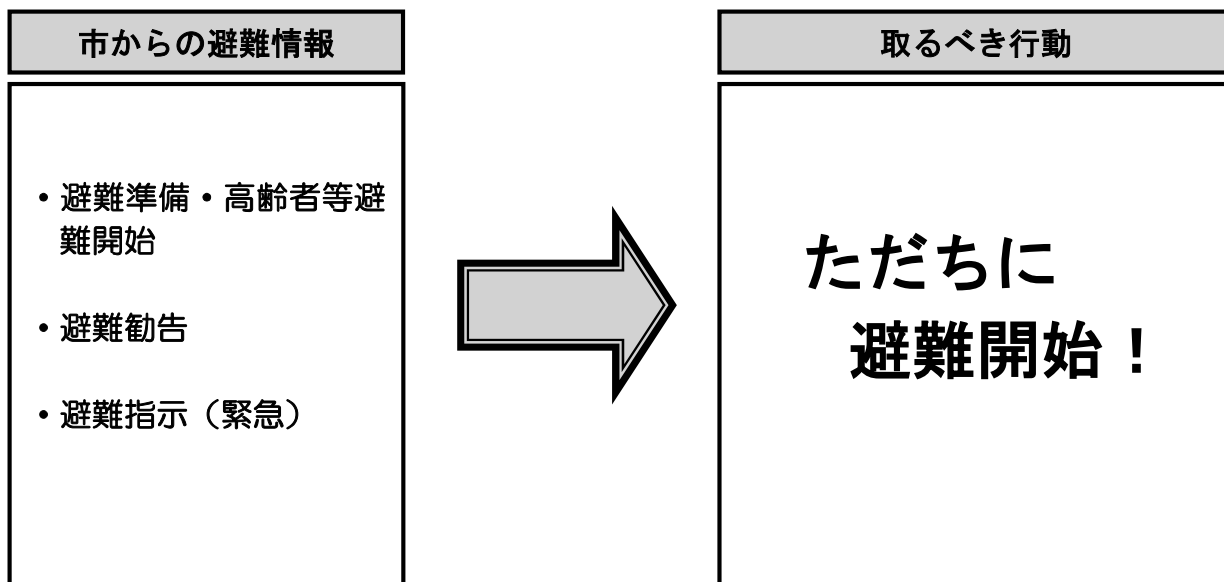
避難経路図



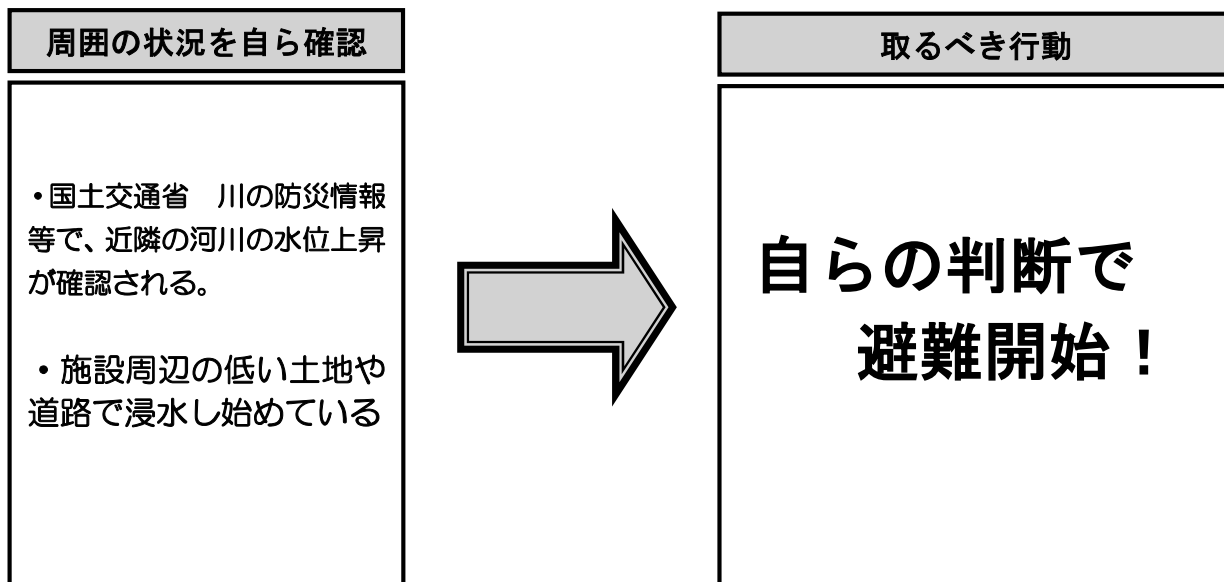
4 避難判断及び避難行動

避難判断及び避難行動については、以下の2パターンを基本とする。

①市からの避難情報による避難



②自主的判断による避難



5 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	大雨警報等 氾濫注意情報等	テレビ、インターネット等からの情報収集	情報収集伝達要員
避難開始体制	避難準備・高齢者等避難開始（朝霞市発令）	使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
避難完了体制	避難勧告又は避難指示（緊急）（朝霞市発令）	要配慮者の避難完了	避難誘導要員

【防災体制一覧表】

管理権限者（ 校長 ）（代行者 教頭 ）

	担当者	役 割
情報収集伝達要員	班長（ 情報主任） 班員（ 2 ）名 ・ 情報担当 ・ 情報担当 ・ ・	☐ 気象情報等の情報の収集 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 保護者への事前連絡 ☐ 市への避難完了連絡
避難誘導要員	班長（ 安全主任） 班員（ 9 ）名 ・ 安全・生徒指導担当 ・ 安全担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当	☐ 資機材の整備、点検 ☐ 避難開始前の資機材の点検、再確認 ☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

6 市との緊急連絡



※市及び本施設の緊急連絡先は、P. 13「別紙1 緊急時連絡先」のとおり。

メール配信サービスについて

市のメール配信サービスは、気象の警報情報や市が発表する避難情報等について随時情報が発信されるため、必ず事前に登録を済ませておく。

《登録アドレス》

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/55/mail-service.html>

【緊急連絡の流れ】

想定：大雨により黒目川または新河岸川の水位が上昇し、今後もまとまった雨が降り続く見込みであることから、氾濫の危険性があるため、市が避難準備・高齢者等避難開始を発令

黒目川または新河岸川の水位が上昇し、市が避難情報の発令を判断（※1）

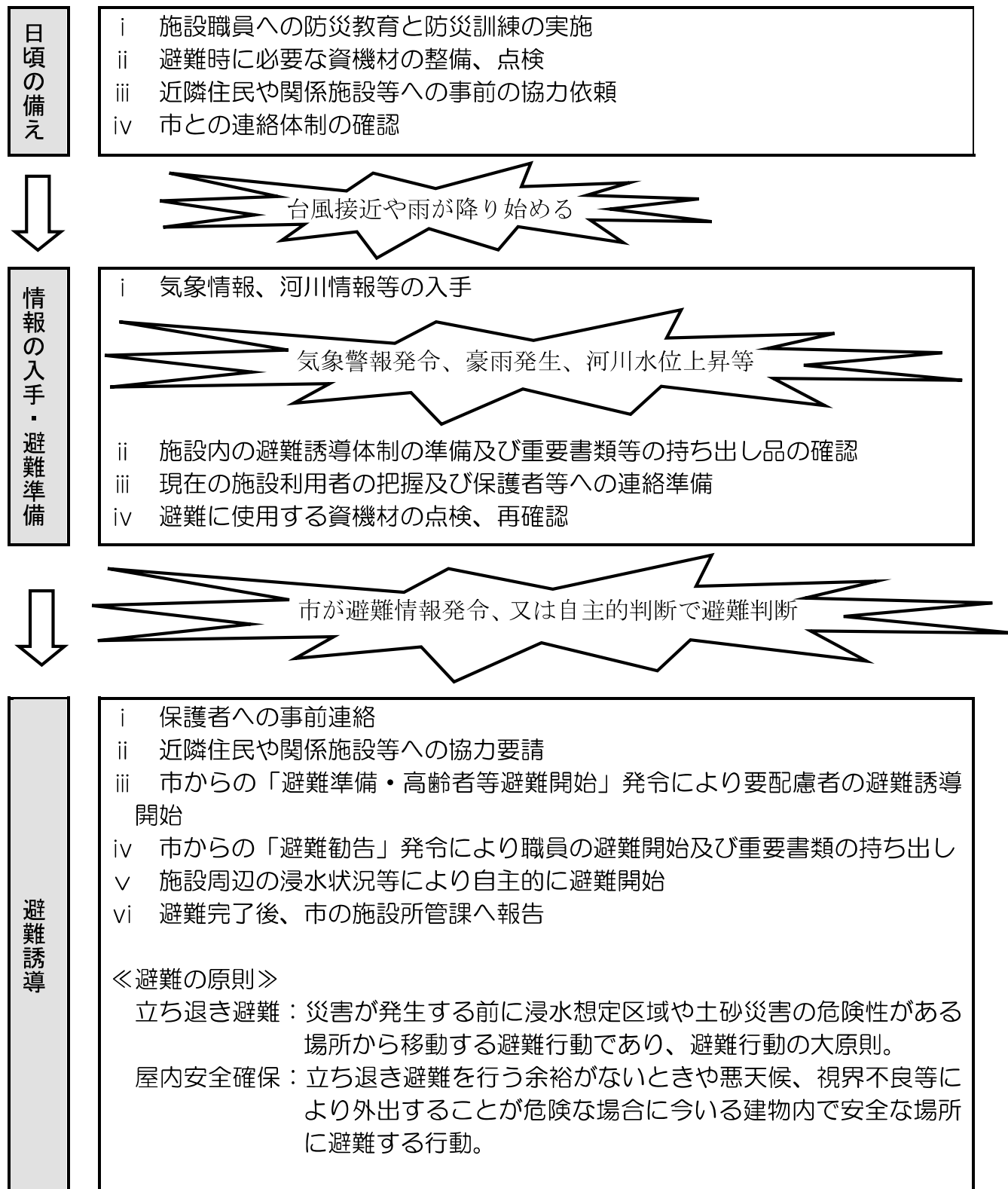
朝霞市から「避難準備・高齢者等避難開始」発令（※2）
対象地区：（大字岡、大字浜崎、田島1丁目、根岸台3丁目）の一部

朝霞市の施設所管課から、本施設に避難情報が発令されたとの緊急連絡

本施設は直ちに要配慮者の避難誘導を開始

- ※1 市が発令する避難情報は、河川水位や今後の雨量等を総合的に判断して発令される。
- ※2 避難情報は対象地域が指定されて発表されるため、本施設の地域が対象に含まれているか、必ず確認する。

7 平時から避難までの流れ



8 日頃の備え

i 施設職員への防災教育と防災訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・防災訓練に合わせ、避難ルートの確認を行う。

ii 避難時に必要な資機材の整備、点検

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり。

これらの資器材等については、日頃の整備点検により適切な維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	☒ テレビ ☒ ラジオ ☒ タブレット ☒ ファックス ☒ 携帯電話 ☒ 懐中電灯 ☒ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☒ 名簿（生徒、教職員） ☐ 案内旗 ☒ 携帯電話 ☒ 懐中電灯 ☒ 携帯用拡声器 ☒ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
施設内の 一時避難	☒ 水（貯水槽あり） ☒ 食料（1人あたり <u>1食分</u> ） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
障害者	☐ 常備薬
その他	☐ ウェットティッシュ ☒ ゴミ袋 ☒ タオル ☐ （ ）

浸水を防ぐための対策
☐ 土嚢 ☐ 止水板 ☐ その他（ ）

iii 近隣住民や関係施設等への事前の協力依頼

災害時の避難誘導を円滑に行うために、施設の近隣住民や関係施設（自主防災組織、消防団、浸水想定区域外のグループ施設等）に対しては避難誘導の手伝い、車両による要援護者の搬送、又、近隣の高層建築物の管理者に対しては緊急避難場所へ避難する時間的余裕がない場合の一時避難場所としての利用等について、事前に協力を依頼し、協力体制を構築する。

同意が得られた関係者については、P. 13「別紙1 緊急時連絡先」に連絡先、協力内容等を記載する。

iv 市との連絡体制の確認

市の施設所管課及び本施設の緊急連絡先はP. 13「別紙1 緊急時連絡先」のとおり。年度当初等に担当者や電話番号等が変わった場合には、内容を更新し、市と相互に確認を行う。

9 情報の入手・避難準備

i 気象情報、河川情報等の入手

気象情報、河川情報等の種類はP. 9「市が発表する避難情報、気象情報及び河川情報の種類」のとおり。

また、気象情報、河川情報等の入手先は、P. 10「気象情報、河川情報等の入手先」のとおり。

そこで入手した情報をもとに、現在の状況及び今後の見通しを把握し、必要に応じて避難準備を始める。

ii 施設内の避難誘導体制の準備及び重要書類等の持ち出し品の確認

気象警報の発令や豪雨の発生、河川水位上昇等により、避難準備が必要な状況になった場合には、避難誘導要員を中心に避難誘導体制の準備を行い、本施設周辺の浸水想定深さから、施設内にある重要書類等が水没するおそれがある場合には、避難開始時に持ち出しができるよう準備する。

iii 現在の施設利用者の把握及び保護者等への連絡準備

現在の施設内の利用者及び施設職員数を確認し、避難誘導がスムーズにできるよう、各自の役割を改めて確認する。また、保護者への連絡が迅速にできるよう、連絡網をいつでも取り出せる場所に準備する。

iv 避難に使用する資機材の点検、再確認

懐中電灯の点灯確認等、避難誘導に使用する資機材の動作確認や資機材の数量等について、再度確認を行う。

市が発表する避難情報、気象情報及び河川情報の種類

市が発表する情報

水害	土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始	
避難勧告	
避難指示（緊急）	

気象庁が発表する情報

水害	土砂災害
大雨注意報 (表面雨量指数基準 7)	大雨注意報 (土壌雨量指数基準 86)
大雨警報 (浸水害) (表面雨量指数基準 15)	大雨警報 (土砂災害) (土壌雨量指数基準 108)
洪水注意報 〔流域雨量指数基準 越戸川流域=5.4 黒目川流域=12.8〕	土砂災害警戒情報 (大雨警報 (土砂災害) より危険度が 高まったとき)
洪水警報 〔流域雨量指数基準 越戸川流域=7 黒目川流域=16〕	
大雨特別警報 (警報をはるかに超える数十年に一度の降雨量が予想されるとき)	
記録的短時間大雨情報 (数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合)	

河川管理者と気象庁が共同発表する情報

水害
氾濫注意情報（氾濫注意水位を超えた場合）
氾濫警戒情報（避難判断水位を超えた場合）
氾濫危険情報（氾濫危険水位を超えた場合） ※今後、水位上昇が続いた場合は氾濫の恐れがある

気象情報、河川情報等の入手先

ホームページ	朝霞市
	避難情報や避難所の開設状況など、市内を中心とする情報 https://www.city.asaka.lg.jp/
	気象庁
	台風・大雨・土砂災害・竜巻に関連する情報 http://www.jma.go.jp/
	埼玉県 水防情報システム（川の防災情報）
	県内の河川の雨量や水位について、10分単位で経過が確認できるほか、黒目川（浜崎）のカメラ画像を配信 http://suibo.saitama-river.info/saitamaDC/servlet/Gamen30Servlet
	国土交通省 川の防災情報
	全国の河川の雨量や水位について、10分単位で経過が確認できるほか、黒目川（浜崎）、新河岸川（宮戸橋）、荒川（志木市羽倉橋）のカメラ画像を配信 http://www.river.go.jp/
	国土交通省 荒川上流河川事務所
	荒川（志木市羽倉橋）のカメラ画像を配信 http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/
電子メール・SNS	朝霞市 メール配信サービス・ツイッター・フェイスブック
	気象の警報情報や市が発表する避難情報等の最新情報を随時配信 メール配信サービス https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/55/mail-service.html
	ツイッター https://twitter.com/asaka_city/with_replies
	フェイスブック https://www.facebook.com/asakacity.koho
	埼玉県 防災情報メール
	事前登録により、気象警報や地震などの防災情報を配信 http://saitamapref.bosai.info/bosaimail/
テレビ	埼玉県 川の防災情報メール
	事前登録により、県内河川の避難情報などを配信 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousai.html
テレビ	NHKデータ放送
	リモコンのdボタンを押して表示された項目から「地域の防災・生活情報」を選択し、河川水位情報、警報・注意報、避難情報等の各種情報を入手する。

10 避難誘導

i 保護者への事前連絡

あらかじめ準備しておいた**配信メール、電話**により、保護者への連絡を速やかに行う。連絡に際しては、避難開始時間、避難場所等を確実に伝える。

ii 近隣住民や関係施設への協力要請

事前に避難誘導の協力体制を構築している近隣住民や関係施設等に対して、協力を要請する。

iii 市からの「避難準備・高齢者等避難開始」発令により要配慮者の避難誘導開始

市から「避難準備・高齢者等避難開始」（場合によっては最初に「避難勧告」が出る）が発令されたときは、速やかに要配慮者の避難誘導を開始する。

iv 市からの「避難勧告」発令により職員の避難開始及び重要書類の持ち出し

市から「避難勧告」が発令された場合は、職員を含めた施設内の全員が避難を開始する。その際、あらかじめ準備していた重要書類等を忘れずに持ち出す。

v 施設周辺の浸水状況等により自主的に避難開始

市からの避難情報が発令されていない状況であっても、施設の脇を流れる水路から水があふれていたり、施設周辺の低い土地で浸水が始まっている等の前兆現象を発見した場合には、自らの判断で避難を開始する。

vi 避難完了後、市の施設所管課へ報告

緊急避難場所やあらかじめ同意を得ている近隣の高層建築物等への要配慮者及び施設職員等、本施設内にいた全員の避難が完了したら、P. 13「別紙1 緊急時連絡先」にある市の施設所管課へ避難完了の報告を行う。

《避難場所》

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、本施設周辺の浸水想定深さが浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

《避難経路》

避難場所までの避難経路については、P. 2【施設周辺の避難経路図】のとおり。

《避難誘導》

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	朝霞第二小学校	(1700) m	☒ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保	校舎 3 階		

《緊急避難場所以外への避難》

緊急避難場所へ避難する時間的余裕がない場合や、緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あらかじめ災害時の利用について同意を得ている近隣の安全な場所へ避難する。

別紙 1 緊急時連絡先一覧

【市の施設所管課】

課名	電話番号
朝霞市教育委員会 教育指導課	048-463-2884

【本施設緊急時連絡先（市から避難情報等を受ける場合）】（固定電話）

優先順位	電話番号	役職	氏名
1	048-461-6540	校長	
2		教頭	

【本施設緊急連絡先（避難が完了し、施設に誰もいない場合）】（携帯電話）

優先順位	電話番号	役職	氏名
1		校長	
2		教頭	

【避難誘導時の協力機関等緊急連絡先】

連絡先	電話番号	担当者	協力内容

別紙２ 自衛水防組織の設置について

自衛水防組織の業務に関する事項

- (１) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (２) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (３) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長（担当：教育指導課）へ報告する。

別添 「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（ 校長 ）（代行者 教頭 ）		
情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長（ 情報主任） 班員（ 2 ）名 ・ 情報担当 ・ 情報担当 ・ ・	☐ 気象情報等の情報の収集 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 保護者への事前連絡 ☐ 市への避難完了連絡
避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長（ 安全主任） 班員（ 9 ）名 ・ 安全・生徒指導担当 ・ 安全担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当 ・ 生徒指導担当	☐ 資機材の整備、点検 ☐ 避難開始前の資機材の点検、再確認 ☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（生徒、教職員） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、携帯電話） 照明器具（懐中電灯）
避難誘導班	名簿（生徒、教職員） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、携帯電話） 懐中電灯 携帯用拡声器

応急教育マニュアル

(自然災害等により、通常の教育が困難になった場合)

朝霞市立朝霞第二中学校

日	教育委員会等 (教育総務課、教育指導課、教育管理課)	学 校
震度 5 弱以上（観測点：朝霞市）の地震が発生		
発生初日	①市内各小・中学校の児童生徒・教職員の安全確認 ②消防署・警察署等から救出情報等の入手 ③埼玉県教育委員会、南部教育事務所と報告・連絡・相談	・本校の危機管理マニュアルに従い、児童生徒・教職員の安全確認を最優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全点検」「保護者への引渡し」等を行う。
通常教育が困難な状況（水が出ない等）		
二日目以降	①校舎等の被害状況調査及び応急処置、ライフライン・トイレの確認 ②通学路等学校近隣の安全確認 ③教職員の状況確認、教科書等の教材確認等 ④児童生徒の状況確認 ⑤応急教育の準備…埼玉県教育委員会や災害対策本部に連絡。 ※災害時応援協定県外自治体締結先 ・岐阜県瑞浪市 ・長野県佐久市 ・山形県東根市 ・福島県須賀川市	・当面は休校である旨を保護者・教職員に伝える。 ・教育委員会と連携し、児童生徒の安全確認と精神面等のフォローをする。 ・教科書等の教材、使用可能教室等の確認をする。
三日目以降		・教育委員会と連携しながら、学用品等の準備をし、応急教育の計画を立てていく。
応急（通常）教育再開の目途が立った場合		
	・児童生徒・教職員、学校施設の状況を調査し、登校日の調整を学校と行う。 ・再開計画を周知する。（避難所への貼紙、防災無線の活用、ラジオ等マスコミの利用等）	・教育委員会と連携し、再開に向けた、準備計画を進める。 ・再開計画を保護者に周知する。（配信メール・電話、HP等）

応急（通常）の教育再開

教育再開後	【応急教育の区分】 ①短縮授業・・・午前中のみの授業 ②合併授業・・・クラスもしくは学年合同 ③二部授業・・・午前と午後等に分ける ④分散授業・・・公民館等の利用 ⑤上記の併用授業 ・校舎内外の安全環境や児童生徒の精神的なフォローも含め、引き続き、支援や状況を確認していく。	・学校に来られない児童生徒や教職員に配慮しながら、通常の教育を取り戻していく。
-------	---	--

【作成根拠法令等】朝霞市地域防災計画（平成28年3月改定）

第11節 第9文教対策

1 学校等の災害対策

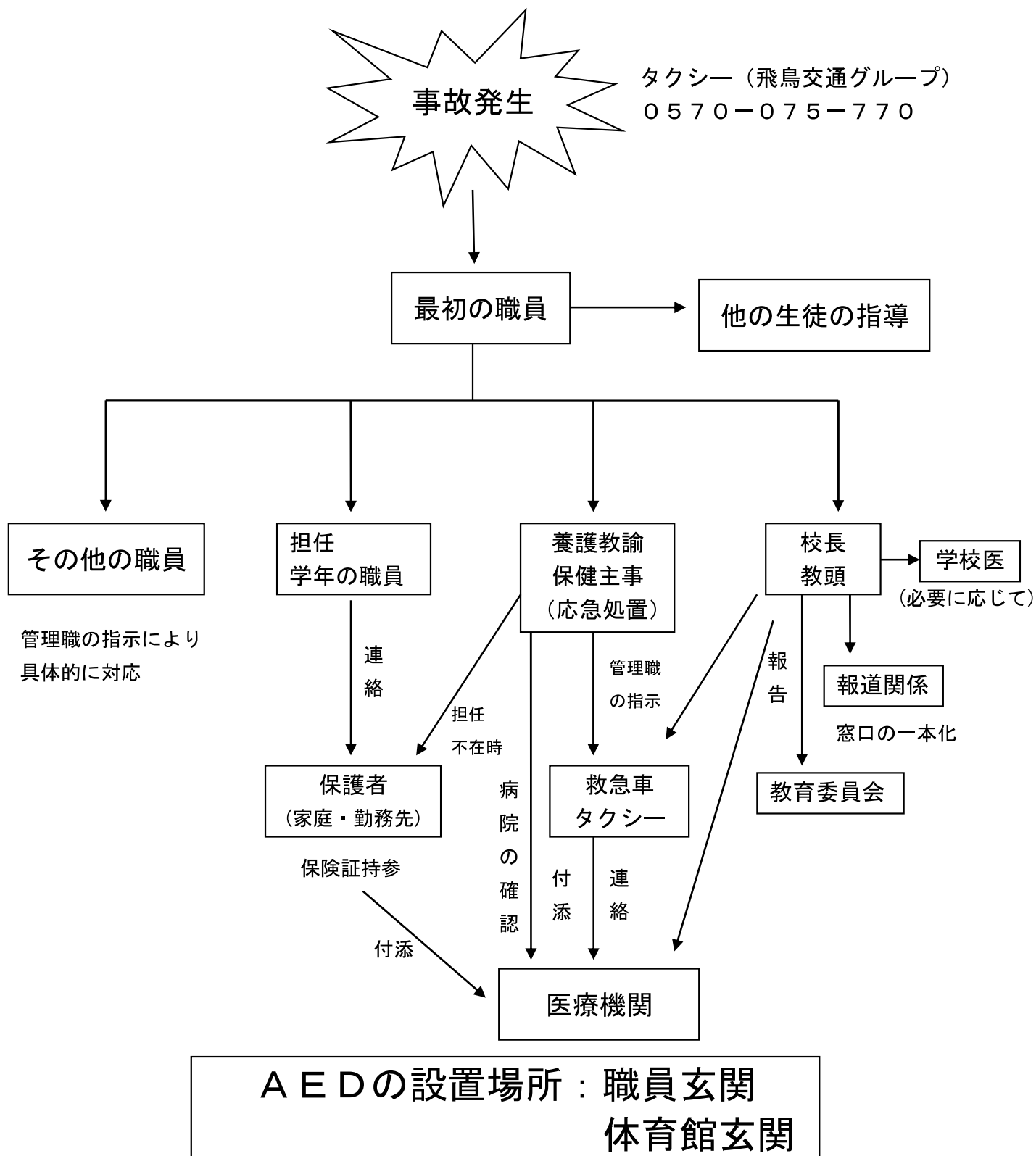
（3）校長等が行う災害対策

- ①災害時における校舎等の状態を想定し、応急教育計画を策定するとともに、指導方法等についてのマニュアルを整備する。
- ②学校等の立地条件を踏まえ、園児、児童・生徒の安全を確保するための避難計画を策定するとともに、迅速な避難行動をとれるよう避難訓練を実施する。
- ③園児・児童・生徒への防災教育を実施するとともに、災害時における保護者等との連携体制を確立し、その周知を図る。
- ④市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ⑤教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ⑥勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑦学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

【参考】朝霞市地域防災計画における教育部の役割

教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	1 学校施設の被害調査に関すること。 2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関すること。 3 学校の休校措置等に関すること。 4 避難場所（小・中学校、高校、大学、公民館、武道館）の開設、運営に関すること。 5 炊き出しに関すること。 6 所管施設の被害調査に関すること。 7 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 8 施設の被害調査及び応急措置に関すること。 9 ヘリポートの開設、運営に関すること。 10 施設の利用に関する支援に関すること。
-----	-----	--	--

事故発生時の緊急連絡体制



自治 友愛 真実

～ 一人一人が輝く 活気と潤いのある学校 ～



朝霞市立朝霞第二中学校